

高知県ソフトテニス連盟表彰規程

(平成13年9月25日)

最終改正 平成19年3月24日

(前文)

第1条 「高知県ソフトテニス連盟表彰」を、下記のとおり定める。

(趣旨)

第2条 高知県ソフトテニス連盟所属団体、役職員、登録選手等に対する高知県ソフトテニス連盟会長の行う表彰については、この規程の定めるところによる。

(被表彰者(団体)の範囲)

第3条 次に該当するものを被表彰者(団体)とする。

- (1) 原則として6年以上にわたりソフトテニス競技の普及発展に貢献したもの
- (2) 国民体育大会において8位以内に入賞したもの
- (3) 全日本選手権大会においてベスト8以上のもの
- (4) 西日本選手権大会においてベスト4以上のもの
- (5) 四国選手権大会において優勝したもの
- (6) その他、特に表彰に値すると認められたもの

2 高知県並びに日本ソフトテニス連盟の表彰を受けている者(団体)は、前項の該当者(団体)から除外する。

(表彰選考委員会)

第4条 被表彰者(団体)を選考のため、「表彰選考委員会」(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副会長の中から1名
- (3) 理事の中から3名
- (4) 総務担当副会長及び総務委員長

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

(被表彰者(団体)の選考方法及び決定)

第5条 被表彰者(団体)については、委員会が原案を作成し、理事会に諮る。

2 理事会は会を開催し、委員会から提出のあった原案に基づき審議のうえ被表彰者(団体)を決定する。

(表彰の時期)

第6条 この表彰は、毎年1回定期的(代議員会)に行う。

ただし、必要に応じて随時行うことができる。

(表彰状の授与)

第7条 表彰は、会長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰にあわせて、記念品を贈呈することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年 9月25日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず平成15年2月の代議員会までとする。

附 則

この規程は、平成19年 3月24日から施行する。